## 練馬区立自転車駐車場の定期利用のしおり

## 【ご利用案内】~お申込み前にご確認ください~

#### 1. 定期利用の申し込み方法

- 受付窓口にて承ります。下記書類等をお持ちになり、窓口へお越しください。
- ※施設によっては、定期利用が満車の施設もございます。その場合は補欠登録(順番待ちの登録)が必要になります。詳細は窓口にお尋ねください。
- ※身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、優先して定期利用の 受付をいたしますので、お申し出ください。

くお申し込み時に必要なもの>

- ①初回のご利用料金
  - ※お支払いは原則として口座引落ですが、手続き完了までの3か月分以上のご利用料金 を窓口にてお支払いください。
- ②預金口座振替依頼書

窓口にてお渡ししますので、ご記入、ご捺印(銀行お届印)のうえ、窓口までご持参ください。

- ③学生証 ご提示いただいた場合は、学生料金の適用が受けられます。
- ④身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、生活保護受給者証 ご提示いただき、申請いただいた場合は、ご利用料金の免除が受けられます。

#### 2. 利用時間

一部施設を除き、24 時間いつでもご利用いただけます。詳しくは管理事務所あるいは各施設の案内看板にてご確認ください。

問い合わせ・窓口案内

■管理事務所名 (

)管理事務所

電話番号

受付時間 毎月25日~翌月5日 除く年末年始

平 日 15:00~20:00 土日祝 10:00~15:00

■公益財団法人練馬区環境まちづくり公社 自転車問い合わせセンター

電話番号 03-3993-5100 平 日 午前8:30~午後5:30

除く年末年始 土日祝 午前 9:30~午後 5:30

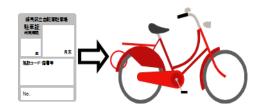
### 【ご利用上の注意事項】~お申し込み後に必ずご確認ください~

#### 1. ご利用上の注意事項

- (1)次のルールを守ってご利用ください。<u>ルールを守っていただけない場合は、利用承認を取り消すことがあります。</u>
  - ①自転車や原動機付自転車(以下自転車等)を指定された置場以外に停めたり、通路等に停めた場合は、移動することがあります。
  - ②自転車等の規格に制限がある施設がございます。決められた規格以外の自転車等でのご 利用はお断りいたします。規格制限がある施設については、自転車を買い替える場合は 事前に窓口までご相談ください。
  - ③ご利用いただけるのは、申請者ご本人のみです。定期利用カードを他の人に譲ったり、貸したりすることはできません。
  - ④当自転車駐車場は駐車場所を提供しご利用いただくもので、自転車等をお預かりするものではありません。駐車場内での盗難や破損等の事故については、一切の責任を負いません。
  - ⑤施設内の看板、掲示物、また管理員の指示に従ってご利用ください。

#### (2) その他注意事項

- ①駐車場内に2週間以上駐車したままの自転車等は、定期利用料金をいただいている場合であっても、撤去の対象となります。
- ②ご利用される自転車等には、必ず後輪カバー等の見やすい 部分に定期駐車用ステッカーをお貼りください。有効期限 が過ぎたステッカーを貼付した自転車等ではご利用いた だけません。ステッカーが期限切れとなった場合は、注意 札を付けることがあります。また、利用期限の箇所を二重



線(黒マジック)で消させていただきます。(代車でお越しの際は、定期利用カードをご 提示いただき、管理員にお声掛けください)

■ステッカーの交付方法 (ステッカーは申請者1名につき1枚しか発行できません)

口座振替・コンビ 二払いの場合	最初にお貼りいただいたステッカーの有効期限が切れるまでに、期限を 1年延長したステッカーを郵送します。
窓口払いの場合	お支払いの都度、ステッカーを発行します。
料金免除の場合	最初に4月末までの期限のステッカーを発行しますので、期限月の4月 になりましたら、窓口へお越しください。

#### 2. 定期利用料金のお支払い

ご利用料金は、月の初日から末日までの月極め・前払いです。<u>必ず、ご利用期限末日までに継続的にお支払いください</u>。 (月末で期限が切れたカードは翌午前0時以降使えません)

料金表は別紙をご確認ください。なお、学生料金の適用、利用料金免除の適用は、証明書等をご提示いただいた月の翌月からになります。

#### (1) 口座振替の場合

ご利用開始後のお支払いは原則として口座振替をご利用ください。

口座振替日は、利用期限の月の5日(土日祝の場合は翌営業日)です。<u>事前の通知は初回の</u>引落のみで、その後は自動的に引落となります。(通帳上の表示は「MHF) ジテンシャ」になります) 定期利用をおやめになる場合は必ず届出をお願いします。

#### ※口座振替ができなかった場合

再振替通知書をお送りし、翌月の5日(土日祝の場合は翌営業日)に口座より再度振替を させていただきます。なお、再振替ができなかった場合は利用承認が取消となりますの でご注意ください。

#### (2) コンビニ払いの場合

利用期限の前月末に請求書を送付します。利用期限の月10日までに請求書裏面記載のコンビニエンスストアでお支払いください。

住所が変更になっていると、請求書が届きません。住所が変更になった場合は、必ずご利用施設の管理事務所へ住所変更の届出をお願いします。

※10日までにお支払いが無かった場合

「利用料金お支払いのお願い」を送付しますので、記載されている内容に従ってお支払 いください。

#### (3)窓口でのお支払いの場合

お支払期限は、ご利用期限の末日です。前払いで継続的にお支払いください。やむを得ない場合は、翌月の5日までには必ずお支払いください。

#### (4) お支払期限までにお支払いがなかった場合

ご利用ができなくなります。利用できなかった期間に、1回利用(時間利用)された場合も、ご利用料金は返金できません。なお、お支払期限から1か月経過してもお支払いが無い場合は、利用承認が取消となります。

#### (5) ご利用料金の返還

定期利用をおやめになる場合は、脱退届をご提出ください、未利用月分を月単位でご返金します。それ以外の場合の一度お支払いいただいたご利用料金は、原則としてお返しできません。

# 3. ご利用開始後の必要なお手続きについて

下記手続きについては、管理事務所で承ります。

事 由	手 続 き 方 法
①住所・氏名(改姓)等に変更があっ	住所等変更届にて変更事項をお届けください。
たとき	※ご家族等に権利譲渡するなどの名義変更はできません。
②学生証の提示 (毎年4月)	毎年4月中に学生証(コピー可)をご提示ください。
※学生の方のみ	提示が無い場合は、利用承認を取り消します。
	※一般に変更になる場合は4月分(変更月分)から一般料金 との差額料金をお支払いください。
③利用料金の免除承認を受けている方	毎年4月中に手帳等をご提示ください。提示が無い場
(身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳、生活保護受給者証を お持ちの方)	合は、利用承認を取り消します。
④定期利用をおやめになるとき	脱退届をご提出ください。定期利用カード、ステッカ
	一のご返却をお願いします。
	※ご利用料金は、未利用月分を指定口座へご返金いたします。口座情報がわかるものをお持ちください。
⑤定期利用カードを紛失、破損したと	カードを再発行いたします。カード代として実費をご
き	負担いただきます。
	※再発行後、紛失カードが見つかった場合でもご返金できません。
⑥自転車等を買い替えた時、またはス	ステッカーを再発行いたします。旧ステッカーをお持
テッカーが剥がれたとき	ちください。